

行田羽生資源環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例

令和4年4月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定める。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式 略